

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年12月25日(2008.12.25)

【公表番号】特表2008-518949(P2008-518949A)

【公表日】平成20年6月5日(2008.6.5)

【年通号数】公開・登録公報2008-022

【出願番号】特願2007-539272(P2007-539272)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/785	(2006.01)
A 6 1 K	31/787	(2006.01)
A 6 1 K	9/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	33/24	(2006.01)
A 6 1 P	3/12	(2006.01)
A 6 1 P	7/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/48	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	3/14	(2006.01)
A 2 3 L	1/30	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	31/785
A 6 1 K	31/787
A 6 1 K	9/00
A 6 1 K	9/10
A 6 1 K	47/38
A 6 1 K	47/36
A 6 1 K	47/32
A 6 1 K	33/24
A 6 1 P	3/12
A 6 1 P	7/00
A 6 1 K	9/20
A 6 1 K	9/48
A 6 1 P	19/02
A 6 1 P	11/00
A 6 1 P	27/02
A 6 1 P	3/14
A 2 3 L	1/30
	Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月31日(2008.10.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血清リン酸塩を低下させる必要がある被験体において、血清リン酸塩を低下させるための医薬の製造における、少なくとも52ミリモルのリン酸塩結合能力を有するリン酸塩結合剤の使用。

【請求項2】

リン酸塩結合剤が最も大きい食事の前または後に投与される、請求項1記載の使用。

【請求項3】

リン酸塩結合剤が反復投薬単位として投与される、請求項1記載の使用。

【請求項4】

リン酸塩結合剤が単回投薬単位として投与される、請求項1記載の使用。

【請求項5】

リン酸塩結合剤が少なくとも104ミリモルのリン酸塩結合能力を有する、請求項1記載の使用。

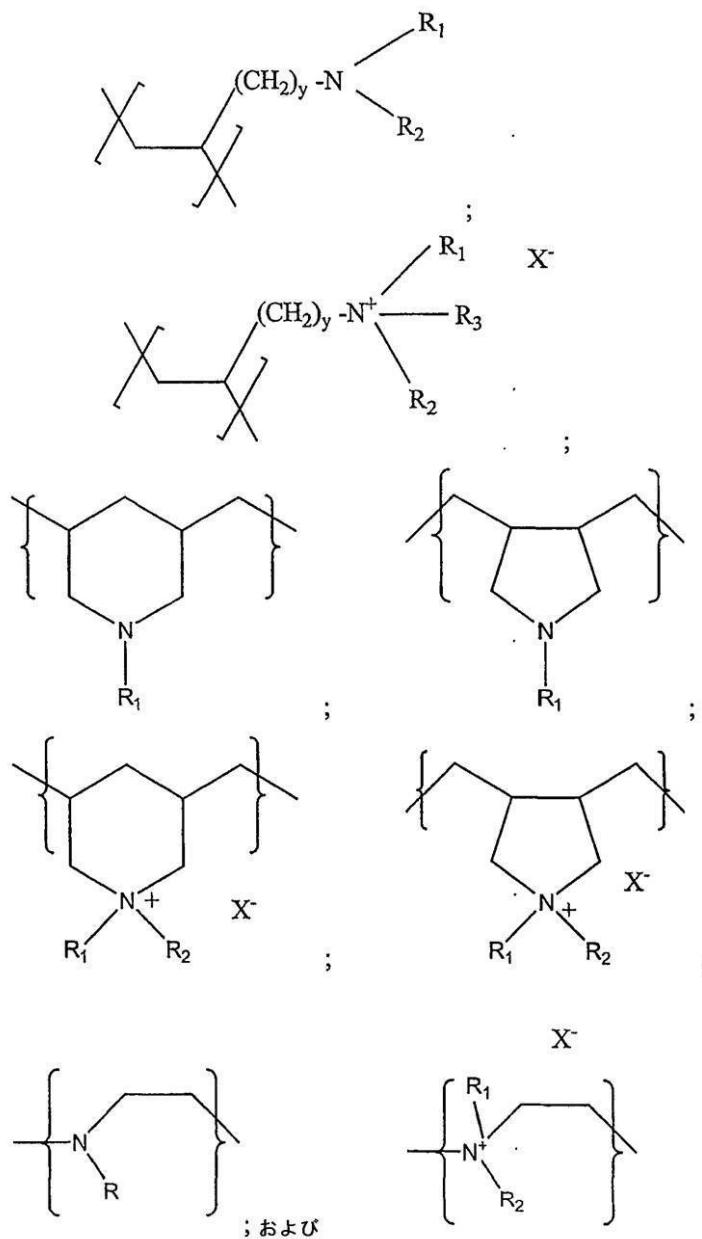
【請求項6】

血清リン酸塩を低下させる必要がある被験体において、血清リン酸塩を低下させるための医薬の製造における、少なくとも2gの脂肪族アミンポリマーの使用。

【請求項7】

脂肪族アミンポリマーが、

【化1】



(式中、

y は0、または1以上の整数である；

R 、 R_1 、 R_2 および R_3 は、独立して、H、置換もしくは非置換のアルキル基またはアリール基である；ならびに

X^- は、交換可能な負に帯電した対イオンである)

からなる群より選択される式で表される1つ以上の繰り返し単位を含む、請求項6記載の使用。

【請求項8】

脂肪族アミンポリマーが多官能性架橋剤によって架橋されている、請求項7記載の使用。

【請求項9】

脂肪族アミンポリマーがポリアリルアミンである、請求項8記載の使用。

【請求項10】

脂肪族アミンポリマーが最も大きい食事の前または後に投与される、請求項7記載の使用。

【請求項 1 1】

脂肪族アミンポリマーが反復投薬単位として投与される、請求項7記載の使用。

【請求項 1 2】

脂肪族アミンポリマーが単回投薬単位として投与される、請求項7記載の使用。

【請求項 1 3】

少なくとも2g～10gの脂肪族アミンポリマーを前記被験体に投与する、請求項7記載の使用。

【請求項 1 4】

血清リン酸塩を低下させる必要がある被験体において、血清リン酸塩を低下させるための医薬の製造における、少なくとも2gのセベラマーの使用。

【請求項 1 5】

セベラマーが最も大きい食事の前または後に投与される、請求項1 4記載の使用。

【請求項 1 6】

セベラマーが反復投薬単位として投与される、請求項1 4記載の使用。

【請求項 1 7】

セベラマーが単回投薬単位として投与される、請求項1 4記載の使用。

【請求項 1 8】

単回投薬単位が、サシェ、スラリー、懸濁液または食品配合物である、請求項1 2または1 7記載の使用。

【請求項 1 9】

少なくとも2g～10gのセベラマーが前記被験体に投与される、請求項1 4記載の使用。

【請求項 2 0】

前記被験体に粘膜接着剤を投与することをさらに含む、請求項6または1 4記載の使用。

【請求項 2 1】

粘膜接着剤が、セルロース誘導体、トラガカント、カラヤ、合成および天然に存在するガム、ポリビニルピロリドン、ポリビニルアルコール、ならびにポリアクリル酸を含む群から選択される、請求項2 0記載の使用。

【請求項 2 2】

粘膜接着剤がポリアクリル酸である、請求項2 1記載の使用。

【請求項 2 3】

血清リン酸塩を低下させる必要がある被験体において、血清リン酸塩を低下させるための医薬の製造における、少なくとも0.5gのランタン塩の使用。

【請求項 2 4】

ランタン塩が最も大きい食事の前または後に投与される、請求項2 3記載の使用。

【請求項 2 5】

ランタン塩が反復投薬単位として投与される、請求項2 3記載の使用。

【請求項 2 6】

ランタン塩が単回投薬単位として投与される、請求項2 3記載の使用。

【請求項 2 7】

単回投薬単位が、錠剤、カプセル、サシェ、スラリー、懸濁液または食品配合物である、請求項4または2 6記載の使用。

【請求項 2 8】

ランタン塩が炭酸ランタンである、請求項2 3記載の使用。

【請求項 2 9】

少なくとも0.5g～5gの炭酸ランタンが前記被験体に投与される、請求項2 8記載の使用。

【請求項 3 0】

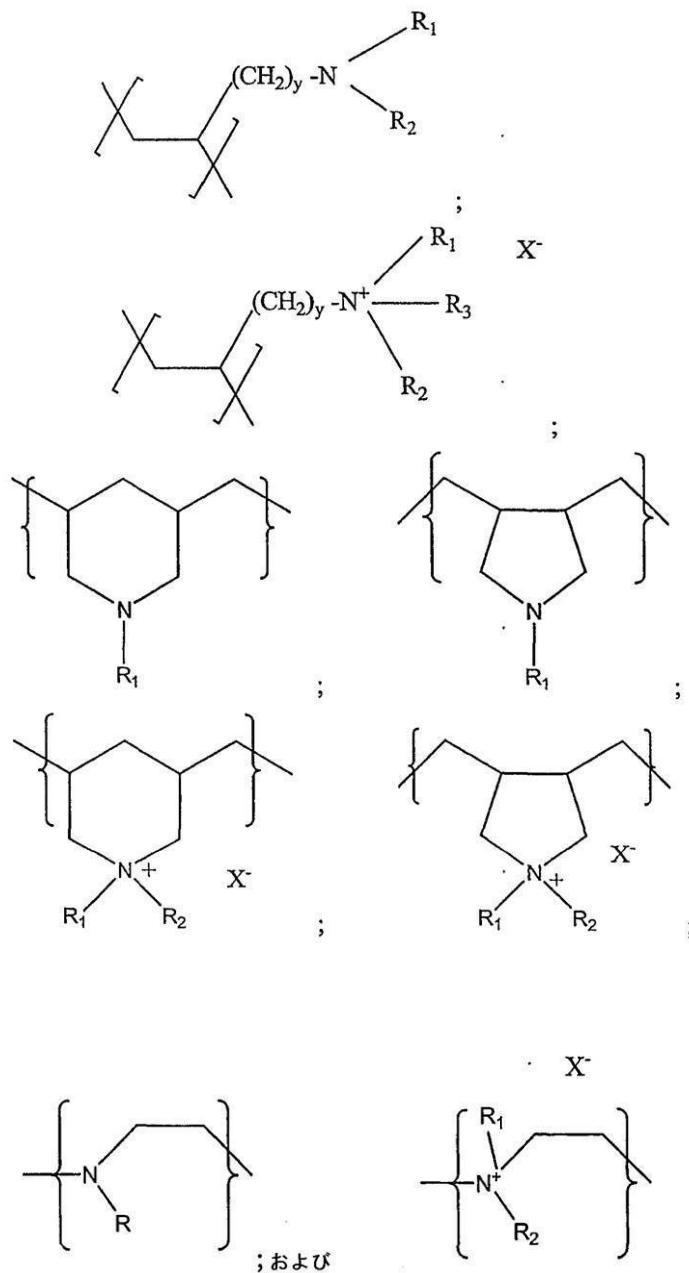
前記被験体に粘膜接着剤を投与することをさらに含む、請求項2 3記載の使用。

【請求項 3 1】

少なくとも2gの脂肪族アミンポリマーまたは薬学的に許容され得るその塩を含み、錠剤、サシェ、スラリー、懸濁液または食品配合物である、経口投薬単位。

【請求項32】

脂肪族アミンポリマーが、



(式中、

y は0、または1以上の整数である；

R 、 R_1 、 R_2 および R_3 は、独立して、H、置換もしくは非置換のアルキル基またはアリール基である；ならびに

X^- は、交換可能な負に帯電した対イオンである)

からなる群より選択される式で表される1つ以上の繰り返し単位を含む、請求項31記載の経口投薬単位。

【請求項33】

脂肪族アミンポリマーが多官能性架橋剤によって架橋されている、請求項32記載の経口投薬単位。

【請求項 3 4】

脂肪族アミンポリマーがポリアリルアミンである、請求項3 3記載の経口投薬単位。

【請求項 3 5】

経口投薬量が少なくとも2g～10gの脂肪族アミンポリマーを含む、請求項3 2記載の経口投薬単位。

【請求項 3 6】

少なくとも2gのセベラマーまたは薬学的に許容され得るその塩を含み、錠剤、サシェ、スラリー、懸濁液または食品配合物である、経口投薬単位。

【請求項 3 7】

経口投薬単位がサシェである、請求項3 2または3 6記載の経口投薬単位。

【請求項 3 8】

経口投薬量が少なくとも2g～10gのセベラマーを含む、請求項3 6記載の経口投薬単位。

【請求項 3 9】

少なくとも0.5gの薬学的に許容され得るランタン塩を含み、錠剤、サシェ、スラリー、懸濁液または食品配合物である、経口投薬単位。

【請求項 4 0】

経口投薬単位が錠剤である、請求項3 9記載の経口投薬単位。

【請求項 4 1】

経口投薬単位が少なくとも0.5g～5gのランタン塩を含む、請求項3 9記載の経口投薬単位。